令和３年第２回知内町議会定例会

◎　招集年月日　　令和３年６月２２日（火）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和３年６月２２日（火）　午前９時３０分
◎　閉会日時　　令和３年６月２２日（火）　午後２時０３分

◎　出席議員

１番	成澤五郎	７番	笠松悦子
２番	山田顕人	８番	木村　一
４番	五十嵐捷爾	９番	谷口康之
５番	吉田峰一	１０番	伊藤政博
６番	松井盛泰		

◎　会議録署名議員　　４番　五十嵐捷爾　　７番　笠松悦子

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	鳴海英人
保健センター長	（鳴海英人）
地域包括支援センター長	（鳴海英人）
税務会計課長	南　一貴
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
教育長	本間茂裕
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	佐藤辰治
スポーツセンター長	（佐藤辰治）
知内高等学校事務長	南　和敏
学校給食センター長	（帰山亮一）
代表監査委員	西内貞治

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永　茂
議事係	高田貴明

令和３年第２回知内町議会定例会議事日程

（第１号）　　令和３年６月２２日（火）午前９時３０分開議

日　程	議件番号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　４番、五十嵐捷爾君、７番、笠松悦子君
第　２	委員会報告第　１　号	議会運営委員会報告について（委員長報告）
第　３		会期の決定について
第　４		議長の諸報告
第　５		町長の行政報告
第　６	委員会報告第　２　号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）
第　７		追跡質問
第　８		一般質問
第　９	議案第　１号	令和３年度知内町一般会計補正予算（第３号）について
第１０	議案第　２号	令和３年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
第１１	議案第　３号	令和３年度知内町水道事業会計補正予算（第１号）について
第１２	議案第　４号	知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第１３	議案第　５号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第１４	議案第　６号	スミレ団地Ａ棟内部改修工事請負契約の締結について
第１５	報告第　１号	令和２年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について
第１６	選挙第１号	知内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
第１７	意見書案第　１　号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
第１８	意見書案第　２　号	学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書の提出について
第１９	意見書案第　３　号	２０２２年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
第２０	意見書案第　４　号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
第２１	意見書案第　５　号	２０２１年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
第２２	意見書案第　６　号	新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について
第２３	意見書案第　７　号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
第２４	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議　　長（伊藤政博）

おはようございます。

令和３年第２回定例会にお集まりいただきまして、ご苦労様です。

只今の出席議員数は、９人です。

定足数に達していますので、令和３年第２回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（伊藤政博）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、４番、五十嵐捷爾君及び７番、笠松悦子君を指名します。

● 委員会報告第１号　議会運営委員会報告について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第２、委員会報告第１号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る６月１６日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、山田顕人君。

◎ 委 員 長（山田顕人）

委員会報告第１号、議会運営委員会報告について。

令和３年第２回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和３年６月２２日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。

令和３年第２回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

令和３年６月２２日提出。知内町議会運営委員会委員長、山田顕人。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、１、会議開催状況、開催日、６月１６日。出席委員、山田、笠松、成澤、木村、谷口、各委員。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、森永、高田、両名です。２、会期について、

今定例会の会期は、６月２２日（火）から２３日（水）までの２日間としたい。３、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。４、付議案件について、付議案件は、委員会報告２件、諸報告１件、行政報告１件、一般質問１件、議案６件、報告１件、選挙１件、意見書案７件、議長発議１件である。５、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。

以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告があったように進めてまいります。

●　会期の決定について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第３、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日２３日までの２日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日２３日までの２日間に決定しました。

●　議長の諸報告

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第４、『議長の諸報告』を行います。

令和３年第３回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

●　町長の行政報告

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第５、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。知内町議会第２回定例会の行政報告をさせていただきます。

まず１点目でありますけども、行方不明者の捜索についてであります。６月７日（月）午後４時３０分に木古内町在住の男性８８歳の方でありますけれども、湯の里地区に山菜採りに出かけ、行方不明になっていると木古内警察署から連絡がございました。すぐに「捜索対策本部」を設置して対策を協議し、午後５時に町職員と消防職員あわせて１３名の方が捜索に向かい、道警ヘリも上空から捜索を、６時２０分に捜索を開始しております。現地の状況でありますけれども、大変厳しい状況でありまして、日没時刻も近いということで１８時５０分に捜索を終了し、下山を開始しました。その後、再び捜索会議を開催し、明後日６月８日午前６時に捜索を開始することと、北海道の防災ヘリを要請して、その日の会議を終了しております。翌日６月８日６時に、役場駐車場に集合を致しました。ハンター２名の方も含めて、総勢５４名の方が６時に集合し、現地に出発をしております。現地７時に到着したんですけども、警察犬の捜索のために隊員が待機ということになっております。そして、７時１５分に北海道の防災ヘリが上空から捜索を開始しております。その後、７時４０分防災ヘリから人影発見の連絡がございまして、早期の発見ということで安堵しておりましたけれども、その後、死亡が確認されたということであります。心からご冥福をお祈りするところであります。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。令和３年４月２８日に第１回臨時会が開催されております。議案第１号については、令和３年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第１号）について歳入歳出それぞれ３９５万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１５億４，３４９万６千円とするものであります。議案第２号については、財産として松前消防署高規格救急自動車を取得するものであります。契約金につきましては、２，９２５万６，８６７円、契約の相手は、函館トヨタ自動車株式会社木古内店であります。議案１号、２号それぞれ原案どおり可決されたものであります。

次に新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況についてであります。接種券の発行につきましては、本日６月２２日に１９歳から３９歳の住民票を有する方へ接種券を送付する予定であり、既に発送を終えている４０歳以上の方とあわせて３，６５３名の方に接種券が届くことになります。なお、１２歳から１９歳の方への接種券は６月２９日に発送予定であります。ワクチンの配分については、国からのワクチンの供給は順調であり、７月中には接種を希望する全員分のワクチンが供給される予定であります。接種者数については、６月１９日現在、医療従事者、６５歳以上の高齢者、高齢者施設入所者及び施設従事者の９４６名が２回の接種を完了しており、６５歳以上の４９％の方が接種を終え、７月２０日までには高齢者の優先接種が完了する見込みであります。また、７月末までに１２歳以上の全対象者３，８７５名の８４％にあたる３，２５６名が接種を終える見込みであり、８月末までには希望する全町民の接種が完了する体制でスケジュールを組んでおります。１６歳未満の接種については、接種券を６月中に発送し、保護者の判断により接種を希望する場合は個々に申し込みいただき、保護者同伴の上、診療所での個別接種または保健センターでの集団接種により行う予定であります。

次に新型コロナウイルス感染症によるクラスターの発生についてであります。６月８日（火）中学校関係者から陽性者１名が判明を致しました。渡島保健所の指示によりまして、

中学校教職員・非常勤職員等２４名の方にＰＣＲ検査を６月９日（水）実施。新たに５名の陽性者が判明したところであり、知内町からの要請によりまして、北海道保健所が指導し、中学校全生徒８０名のＰＣＲ検査を６月１０日（木）に中央公民館で実施。結果と致しまして、全員の陰性が確認されました。ほっとしているところでもあります。全員、低リスク、行動制限なし。これ以上検査対象は広げないという事となりました。ただ、６月１０日は、ＰＣＲ検査中であるために、念のため、中学生の兄弟がいる児童生徒５０名の出席を停止させていただきました。中学校の常勤教職員１０名は陰性判定となりましたが、全員濃厚接触者認定となるために、渡島保健所より１４日間の自宅待機・行動制限が指示されたところであります。この間、教職員が不在となり、学校運営ができないことから、２１日（月）まで、臨時休校措置を取ることと致しました。生徒に対し、臨時休校期間中、健康観察の記録、発熱等の症状がある場合の教育委員会への連絡、不要不急の外出制限と家庭学習を指示しております。教職員に対しましては、健康観察の記録・発熱等の症状がある場合の教頭への報告を指示致しました。臨時休校期間中の生徒の行動確認のために、１６日から１８日まで、学年ごとに１日登校日を設け、健康観察や授業等を実施致しました。なお、新たに自宅待機の職員の内、１名から発熱症状があり、保健所の指導により１４日（月）に医療機関で検査した結果、陽性が判明致しました。クラスターによる感染者は７名となります。今回のクラスターで町民はじめ多くの学校関係者にも不安を与えたこと、行政を代表致しまして心からお詫び申し上げるところであります。今後のワクチン接種の体制強化についても課題を共有しながら協議を進めさせていただきます。なお、町内の感染症発生状況は知内町のホームページで、随時公表しております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

●　委員会報告第２号　経済民生常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第６、委員会報告第２号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、木村一君。

◎　委 員 長（木村　一）

委員会報告第２号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

令和３年度における経済民生常任委員会所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和３年６月２２日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

令和３年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第７

７条の規定により報告します。

令和３年６月２２日。知内町議会経済民生常任委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、１、調査月日、令和３年５月１９日（水）（１日間）。２、調査委員、委員長、木村一、副委員長、五十嵐捷爾、委員、成澤五郎、委員、山田顕人、委員、吉田峰一、委員、笠松悦子、委員、松井盛泰、委員、谷口康之、委員、伊藤政博。３、欠席委員、なし。４、説明員、大野副町長、佐藤建設水道課長、堂守土木係長。５、事務局員、森永事務局長、高田議事係。６、調査事項、（１）町内河川整備の現況と今後の計画について。（２）現地調査（股瀬川砂防ダム外）。

７、調査意見、（１）町内河川整備の現況と今後の計画について。

近年増えている異常気象、特に大型化する台風や集中豪雨により河川の氾濫などは、全国的に大きな被害をもたらし、住民生活に多大な影響を与えている。町においては昨年度、洪水ハザードマップを作製し、全世帯に配布したところであるものの、度々、起こる河口閉塞による河川の氾濫や昭和４８年の小谷石豪雨災害の経験から、河川災害に対する住民の心配は簡単に払拭されていない。そのため、現状の町内河川整備の現況と今後の計画について、調査を実施したものである。

本町における河川については、河川台帳に記載されている河川として、知内川水系をはじめとする１１水系、３４河川があり、そのうち河川法第１０条による北海道管理の２級河川は、知内川・中の川・森越川・重内川等の１１河川、河川法第１００条第１項による河川法の準用により知内町管理の準用河川は、新重内川・山栗川・フキリ川・外記川等の６河川、知内川普通河川管理条例による知内町管理の普通河川は、上の沢川・中の沢川・ツラツラ川・チリチリ川等の１７河川となっている。

中の川については、平成３１年（令和元年）から大規模特定河川事業が北海道により実施されている。今年度は昨年度に引き続き国道橋の架替工事が実施されており、国道橋の完成は令和５年の予定となっている。併せて、北海道との協定により、今年からサンナス橋の架替工事を町において実施する予定となっている。

森越川については、河口部の閉塞対策として、導流堤建設工事が実施されているものの、昨年、一昨年は砂の滞留状況等を経過観察するため、工事を一時中止されたが、今年度については、右岸側の嵩上工事を実施し、右岸側は完成となる。しかし、左岸側については、実際に河口閉塞を解除する際の掘削を考慮した際、左岸側に導流堤がない方が掘削しやすいとの考え方もあり、最終的な整備方法が検討されている。

知内川については、「知内川維持管理計画」を作成し、河積に大きな影響が著しい新知内橋の上・下流において立木の伐採及び中州の掘削を引き続き実施する予定となっている。

町が管理する河川については、「知内町河川堆積土砂等除去計画」を策定し、緊急浚渫推進事業債（地方財政措置：充当率１００％、元利償還金に対する交付税措置率７０％）を財源とし、土砂の堆積が著しい外記川、山栗川で令和２年度から令和３年度にかけて河道掘削工事を実施している。また、新重内川についても調査費を計上し、今後の河道掘削を計画している。

なお、準用河川である股瀬川・山栗川・外記川等の一部については、砂防法第２条に基づく「治水上砂防のための砂防設備を要する土地」として砂防指定地となっているため、北海

道管理となっており、砂防工事が進められている。股瀬川については、今年度も引き続き下流に向けて流路工の整備が実施され、山栗川・外記川の上流部についても、流路工の整備が実施されており、あと数年で完成の予定となっている。

調査を通じて、北海道や町において、計画的に河川改修や維持管理が行われている状況を確認できた。特に上流部において、洪水を防ぐため河積を確保する河道掘削工事や土石流を防ぐ砂防工事について、着実に進められているものと感じられた。しかし、昨年度においても森越川の河口閉塞により農地が一部冠水し、股瀬川の河口閉塞により道道・町道が冠水するなど、実際に被害が起きているにも関わらず、予算的・工期的な面から工事が進捗せず、また、抜本的な対策が取られていないと思われる部分も感じられた。今後、森越川における導流堤の整備促進や離岸堤の整備など、なお一層の国・北海道への要請活動を強めるなどしていただき、また、町においても股瀬川における河口閉塞の解除体制の強化や離岸堤の整備について、国・北海道と連携し、効果的な対策を進めていただきたい。

（２）現地調査（股瀬川砂防ダム外）。

議会報告会やおしゃべり議会カフェにおいて、住民から氾濫の危険性が指摘されていた股瀬川砂防ダムを現地調査した。

調査当日は、上流部に水が溜まっていない状態であり、土砂の堆積状況を確認できた。結果として、砂防ダムとしての機能に問題ないことを確認した。

また、令和２年度に実施された外記川河道掘削工事の実施個所を現地調査した。結果として、河積を阻害する土砂等は除去されており、水の流れが確保されていることを確認致しました。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

●　追跡質問

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第７、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

●　一般質問

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第８、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者より行います。

発言を許します。

２番、山田顕人君。

◎　２　　番（山田顕人）

『新型コロナウイルスワクチン接種について』ということで、ご質問させていただきます。

６５歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種が今盛んに行われ、順調に接種されている事、役場職員をはじめ医療機関や関係機関の皆様方のご尽力に、敬意を表するところでございます。

さて、最近では変異株が流行になり、低年齢の方でも重症化している場合もみられ、学校や保育園でもクラスターが発生している事が報道で知らされています。

当町でも先ほど行政報告の中にもありましたけれども、中学校がクラスターと認定され、生徒全員がＰＣＲ検査を受ける事態が発生しています。幸い生徒の中からは陽性反応が出ませんでしたけれども、保護者からしてみますと、安心して学校に登校させられないという事が現状にあると思います。

そこで、新型コロナウイルス感染リスクを軽減するためにも、１２歳以上の生徒や町外から通勤されている先生方含め、ワクチン接種を優先するお考えがないかご質問させていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

２番、山田議員のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの接種につきましては、５月７日から医療従事者の接種を開始し、６月１９日現在では６５歳以上の高齢者、高齢者施設入所者及び施設従事者の方の内９４６名が２回の接種を完了しているところであります。

ワクチンは順調に供給されております。８月末までには接種対象となる満１２歳以上の９０％以上にあたる３，８００人の方が２回の接種を完了する体制を構築しております。当初の予定より早く接種を完了することができる見込みとなっており、ご協力をいただいている亀田病院、木古内町国保病院並びにおおえ内科消化器科の医療関係者の皆様には、この場を借りて深く感謝申し上げるところであります。また、７月には函館の医療関係者の協力体制も鳴海課長の下、交渉にあたり決定をされております。職員の方の皆様のご尽力に、この場を借りまして感謝を申し上げます。

さて、ご質問の１２歳以上の児童・生徒や町外からの通勤されている先生方も含め、ワクチン接種を優先する考えがないかということでございますが、原則的にワクチンを接種するのは住民票上の市町村ということになっております。

しかしながら、例えば施設入所や医療機関へ入院中の方、出稼ぎや単身赴任、下宿など、居住する場所と住民票所在地が異なる場合などは、特例として住所地以外の市町村での接種が可能となっているところであります。

今回の場合、上記に該当しないため市町村長がやむを得ない事情があると認める者という判断になるわけでありますけれども、ワクチンの接種に関しましてはあくまでも本人の意思で行うものであることから、知内町に住民票所在地外接種の届出をしていただき、接種を受けるという流れになります。

町内の保育園・幼稚園・小・中・高等学校には８７名の教職員がおりますが、その内、当町に住民票を有する５２名の教職員については、優先的に接種できるよう対応させていただく

とともに、町外から勤務する３５名の教職員についても接種券の準備が整い次第、優先的に接種枠を設けながら、速やかに対応できるよう進めさせていただきます。

また、中学校、高等学校の集団接種については、現在、教育委員会を通じて学校と協議中ですが、集団で実施した場合、同じ日に接種するため発熱等の副反応により学校運営ができなくなる等の可能性があること、また、接種を受けなかった生徒が孤立することも考えられることから、診療所での個別接種または保健センターでの集団接種により行うことで考えております。

特に中学生については、保護者の判断により接種を希望する場合は個々に申し込みいただき、保護者同伴で接種を行うことで対応する予定であります。

なお、１２歳以上の接種対象となると、小学６年生の児童の一部も対象となりますが、町内で２７名の６年生の内、接種終了の時期までに満１２歳となるのは６名のみとなりますので、個別に連絡した上で接種を希望する保護者の方に接種券を交付する対応をしたいと考えております。

いずれにせよワクチン接種は完全な感染予防ではないことから、接種を終えた後も全ての町民の皆さんが、これまでと同様に感染予防を継続することで、町内から新型コロナウイルス感染症を発生させないということが大切だと考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

まず、この質問を考えた時にですね、町内の方がまだ接種を終えていないのに町外の方に接種をするのは如何なものかというような意見も多々あるのかなというふうには思っていたんですけども、既に中学校がクラスターと認定されているということで、対策措置を行わなければならないということ。そして、第一に知内の子ども達の安全を守るという意味でも町民の皆様にはご理解していただけるんだろうと信じております。先ほど町長の答弁にありましたワクチン接種はあくまで本人の意思ということですから、住民票所在地外接種の届出を出してから接種になるわけで、これも一手間、二手間ということで時間が掛かるんだろうというふうに思っておりますけれども、教育委員会と学校と連携しながら迅速に進めていただきたいなというふうに思っております。それと、１２歳以上の児童・生徒に関しましても副反応がある場合や、接種しない生徒が孤立する可能性があるということも考慮しながら対応していただけるということなので、安心はしておりますけれども、更に最新の注意を払いながら対処していただきたいなというふうに思っております。いずれにしましても、先生方への優先接種枠を設けていただけると。そして、小学６年生の一部の児童と中学生、高校生への接種方法なども考慮しながら行うということなので、今できる最大限の措置ということで理解致しました。ただ、先ほど接種終了の時期という表現をされていましたけれども、それはいつ頃になるのか。また、時期を越えると接種できなくなるのか。その辺りお聞きします。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

今、先生方の対応については、町内居住者についてはそれぞれ今週中でも予約が入っている状況であります。それと、一時、七重浜、北斗、函館と先生が居住している場所が違うんで

すけども、七飯と北斗については以前、接種券の発行については協力体制整うという話。そして函館が厳しいという状況だったんですけども、その連携が保健センターの対応によりまして何とか接種券の発行ができるだろうということで、その状況も接種券が整い次第それぞれの先生方には対応できる状況なのかなと考えております。また、１２歳以上ということで小学生と中学生分かれるわけですけども、小学生については約８月を目途にすれば、６名くらいの対象者が出るということで、当時、国の方にも確認したんですけども、この期限、１２歳以上というのはどこで切るんだということで、国の方とも協議をさせていただいたところであります。報道等では菅総理大臣が１０月から１１月までワクチン接種を終えるということなので、１２月いっぱいなのかという想像していたんですけども、それは各自治体に任せるという今、状況になっているそうであります。ただ、ワクチンの使用期限等もございますし、どの程度の人数を把握しながら担保すればいいのかという、ワクチンの保存状況もありますので、それらをこれから議論しながら、それぞれ保護者と連携を取りながら対応させていただきたいなと思います。それについては議員おっしゃるとおり、やっぱり低年層になると大変いろんな意味で報道されているように不安材料が多々見えるだろうと思います。あくまでも保護者と子どもとお互い納得した上で接種を行うというのが基本でありますので、是非その辺は保護者と対応しながら、それぞれの考え方を優先しながら対応していきたいなと考えております。全体でいけば、今、６５歳以上の高齢者それぞれ今、６月２１日、今週ですね、今週で第１回終わります。それで、７月２０日には完了できるだろうという見込みでおります。特に７０歳以上の方が重症化しやすいという現状でありますので、何とか大方の重症化しやすい年齢層というのは終わるだろうと思っております。それと、７月全体で今、全対象者３，８７５名の内、７月中で８４％の３，２５６名が終了する予定になっておりますので、大体その辺で中学生はじめ１２歳以上の方ですか、それらの方も含めて接種が終えられるだろうと、そういう想定で進んでおります。ただ、８月に伸びる可能性もありますので、その辺は随時、臨機応変に対応させていただきたいなと考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

今、言われたように満１２歳になった時点でというところで、いつまでっていうのは、本当大変難しいのかなというところは、私も思っているところではあるんですけれども、国の当然ね、国の方針もありますし、ワクチンだって無限にあるわけではない。また、１本で６人分ですから希望者が６人にならなければ接種もできないわけですし、今言われたようにワクチンの接種期限もあるわけですから、そうたやすく接種できるものではないというふうにもわかっております。しかしながら今後ですね、緊急事態宣言、今、まん延防止対策が解除されて札幌近郊と行き来ができる、県またぎの移動もできるというような流れになった時に出張だとかね、旅先だとかでワクチン接種済を証明するようなものがなければ飲食店で飲食できなかったりと、ホテルで宿泊できなかったりとか、そういうケースも出てくると思うんです。そういうふうになった時に、また、やっぱり打たなかった人が、やっぱり打ちたいなというふうになった時に、何とかね、対処できる体制を整えてもらえればというところでお願いしたいところであります。そしてですね、連携というところで、当町、先ほど言われていましたとおり、８月いっぱいぐらいで大体希望者には接種できるというような見込みとな

っているということでありました。今、一般企業の中にもですね、やはり近隣から通勤されている方います。そういう方にもですね、何とか対処できるのかなという部分も、これは８月、９月に入ってからだと思いますけれども、函館、北斗市なんかはですね、やっぱり人口多いところ、なかなか接種が進まないというようなことも想定されていますので、今、旭川モデルと称して１市９町が連携しているというところもございますのでね、その辺り今現在の考え、町長の考え方なんでしょうけれども、渡島全体で何か連携を取っていくというような考え方はあるのか、ないのか。その辺をお聞きします。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

職域で今、企業それぞれ今、進んでいるところであります。その条件として千人以上ということで、今、政府はそれを下げるという今、方向性で動いているようですけども、ただ職域ということでいろいろ会社一つなのか、それとも関連企業全てトータルして千人を確保するのか、考え方は様々なようでありますけれども、それは臨機応変にできるだろうということで考えております。特に先ほど質問あった先生方、これについても議論したんですけども、北海道教育委員会が一つの職域として先生方の接種を行うというのも一つの方法だろうということで北海道にお尋ねしているんですけども、今まだ議論最中ということであります。そして、町内の企業の方にも町外の方、当然通勤されている方もおりますので、それをどうするかという対応なんですけども、今、一応７月大体いっぱいで８４％の対象者が終わるということでありますので、その後、順次その残りの１６％の方々の対応をする。その時に対応もしできるんであれば、あくまでも接種券の兼ね合いありますので、その対応ができるということであれば、ちょっと生活福祉課と、担当課と協議をさせていただいて、進めれるものは是非進めていきたいなと考えております。今、多分それぞれこの問題に関してはいろいろ経済の活性化ということで、早めにワクチン接種を加速するということであの手この手で随分国も方向性を変えておりますので、それにあわせてですね、我々も臨機応変に対応できるところは対応したいと考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

今、町長言われたとおり、臨機応変に対応していただけるということで、接種券が準備出来次第できるものであれば、対応していきたいということでありました。今、知内でね、今、８月いっぱいぐらいで大体接種を終えると、継続してまたね、何人か出てきたら接種できるような体制にはなるのかなということは考えておりますけれども。ただ、知内で終わりました。町外からも来ている方いますので、その辺りをやっぱり接種できれば函館市、北斗市も少しは楽になっていくんだろうなと。渡島全体で集団抗体というんですか、集団抗体ができて普通の生活に戻っていけるような流れになればいいのかなというふうに私も思っているところですけれども、冒頭の最後の方でですね、町長おっしゃっておりました。ワクチン接種は完全な感染予防でないということでありますので、知内町に携わる人達、方達、そして全町民の皆さんに感染予防の継続、そしてそのことを周知、徹底していってほしいなということで私の一般質問、簡単ですけども、終わらせていただきます。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

令和３年第２回定例会の上程議案を説明させていただきます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和３年第２回知内町議会定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案６件、報告１件であります。

議案第１号の令和３年度知内町一般会計補正予算（第３号）については、歳入歳出それぞれ８，７６０万６千円を追加し、総額を４７億８，７５０万３千円とするものであります。補正の主な内容は、民生費の社会福祉施設整備支援事業補助金に１，２５０万円、林業費の林業専用道開設工事に３，３９９万円、土木費のサンナス橋架替実施設計等委託料に２，９６０万円の追加が主なものであります。

議案第２号の令和３年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ１７０万５千円を追加し、１億４，８６８万４千円とするものであります。補正の主な内容は、中の川橋下水道管布設替工事実施設計業務委託に関するものであります。

議案第３号の令和３年度知内町水道事業会計補正予算（第１号）については、資本的収入及び支出の予定額を補正するものですが、内容は委託料と有形固定資産取得費に３８８万８千円を追加補正するものであります。

議案第４号の知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税免税の国保税条例への移行及び取扱要綱の制定に伴い、附則第５条を削除するものであります。

議案第５号の知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の免税規定が国保税条例へ移行となったことから、附則第１４項として追加整理するものであります。

議案第６号のスミレ団地Ａ棟内部改修工事請負契約の締結については、知内町工事請負条例第２条第２項の規定に基づき、指名競争入札に付したスミレ団地Ａ棟内部改修工事について、請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものであります。

報告第１号、令和２年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越については、新型コロナウイルス感染防止対策関係事業７件、１，９４３万円を令和３年度に繰越しましたので、報告を致します。

議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

● 議案第１号　令和３年度知内町一般会計補正予算（第３号）について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第９、議案第１号、『令和３年度知内町一般会計補正予算（第３号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第１号、令和３年度知内町一般会計補正予算（第３号）について。

令和３年度知内町一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，７６０万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４７億８，７５０万３千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正です。第２条、債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

歳出の方から説明しますので、１５ページお開きください。２款総務費、１項総務管理費、３目財産管理費に２２万１千円を追加し、２，９２３万９千円とするものであります。これは１７節備品購入費で、公用車用備品としてドライブレコーダー４台を購入する費用として追加するものであります。

続きまして、１６ページ、８目交通安全対策費から２００万円を減額し、２４３万９千円とするものであります。これは１８節負担金補助及び交付金で、知内町交通安全運動推進委員会補助金で交通安全推進員の人件費が不要となったことから減額するものです。

続きまして、１７ページ、１１目自治振興費に２７万３千円を追加し、１億６，５２０万２千円とするものであります。これは１２節委託料で、防犯灯新設整備委託料として追加するものであり、整備箇所はきらく地区と小谷石地区の２箇所で住宅等が新しく増えていることから増設するもので、詳細の図面につきましては、説明資料見出しナンバー１の総務課関係２ページを後ほどご参照ください。

続きまして、１８ページ、１６目新型コロナウイルス感染症対策費に１，０２６万円を追加し、７，０８４万９千円とするものであります。これは１２節委託料で、行政手続例規整備業務委託料として２９７万円を追加。これにつきましては、説明資料総務課関係の１ページをお開き願いたいと思います。見出しナンバー１、総務課関係１ページです。行政手続例規整備業務の概要でございます。目的としまして、行政手続については未だ多く手書きだとか、押印、窓口提出などが義務付けられておりまして、なかなかデジタル化が進んでおりません。そんなところ、令和２年７月７日に総務省から「地方自治体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」という通知が出されております。これは地方公共団体が、国の法令等に基づいて実施する行政手続及び独自に実施する行政手続について、見直しを行ってくださいと。これについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、行政サービスの効率化・効果的な提供にも資するということで、積極的に取り組んでくださいとい

うことで国の方から通知が来ておりまして、これを受けて行政手続における住民の利便性向上と自治体業務の更なる効率化に資することを目的に関係例規の整備を行うということであります。２番目の業務の内容です。本町の例規集から見直しの対象となる規定及び様式を洗い出しということで、これ概ねですけども、１，０００件から１，５００件程度になるんではないかということで考えております。その結果をとりまとめることにより、書面規制、押印、対面規制の見直し及びオンライン化を実現するための基礎資料を作成しますということで、具体的なですね、一番多いのは押印の部分であります。実印・銀行印以外のですね、認め印については、ほぼ不要にすると。それから署名も不要、それから郵便提出も可能とすると。最後にはですね、オンライン化の基礎資料として電子申請だとか、コンビニでの住民票の交付などに結び付く基礎資料までを作っていただく業務を委託するものであります。３番目の委託料につきましては２９７万円で、４番目の財源内訳としまして、全額国費で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。

それでは議案に戻っていただきまして、１８ページです。１７節備品購入費で、オンライン会議用備品としてパソコンを購入する費用として追加。１８節負担金補助及び交付金で、地域経済循環事業補助金を追加。詳細につきましては、説明資料見出しナンバー２の政策調整課１ページを後ほどご参照願います。

続きまして、２５ページお願いします。９款１項１目消防費に１００万円を追加し、２億２，９９６万３千円とするものであります。これは１８節負担金補助及び交付金で、渡島西部広域事務組合負担金を追加するもので、消防庁舎屋上防水補修工事費用分の負担金となっておりまして、２月の暴風雪により破損しました屋上のですね、部分を補修する工事費となっております。

続きまして、２６ページ、２目災害対策費に１６万５千円を追加し、３，１０３万９千円とするものであります。これは１１節役務費で、アナログ無線廃止に伴って J-ALERT 受信機の設定変更作業手数料として追加するものであります。

以上、総務課関係終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

１９ページです。３款民生費、１項社会福祉費、４目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に１，２５０万円を追加し、１億８，３９８万８千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金に、社会福祉施設整備支援事業補助金として追加するものです。内容は、あすなろ福祉会によるグループホーム建設費に対する補助金でございます。詳細につきましては、説明資料の見出し番号３番、生活福祉課関係３ページに記載してございますので、ご参照願います。

次に２０ページです。２項児童福祉費、２目児童措置費に２５５万円を追加し、１億２，８８５万３千円とするものです。３節職員手当等、１０節需用費、１１節役務費、１９節扶助費に、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る補正分として２３０万円の追加。４節共済費に、学童保育支援員１名分の社会保険料として２５万円を追加するものです。なお、子育て世帯生活支援特別給付金事業の概要については、説明資料の見出し番号３、生活福祉課関係４ページに記載してございますので、ご参照ください。

次に２１ページです。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費に１７９万７千円を追加して、６，０５１万１千円とするものです。１２節委託料に、ロタウイルス及び新型インフルエンザ等予防接種に係るシステム改修費として１５３万３千円の追加。１３節使用料及び賃借料に、コロナワクチン接種による副反応に対応するための生体情報モニターのレンタル料として２６万４千円の追加です。

２２ページです。２項１目清掃費に８００万円を追加し、１億４，８６１万８千円とするものです。内容は１２節委託料に、海岸漂着物等地域対策推進事業に係る処分費として追加するものです。内容については、説明資料の見出し番号３番、生活福祉課１ページで説明致します。説明資料お開きいただきたいと思います。まず、海岸漂着物の現況として、現在、漂着物のゴミの種類は生物系、樹木ですね、樹木、草木、海藻類、それから近隣諸外国製のプラスチックゴミの占める割合が現在高いということで、他に漁業関係資材や生活ごみが多くなっております。事業の目的でございます。海洋ゴミによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されておりまして、漂着ゴミが高波等で再流出し、漁港内に流入し、漁労活動にも影響を及ぼしている現況でございます。ゴミを回収・処理することにより養殖施設・定置網等への被害を防止して、船舶の安全航行を確保するとともに、海岸景観の美化・保全を図ることを目的としております。事業内容です。中ノ川、建川から重内海岸の延べ６．６㎞、２５８，０００㎡のですね、海岸ゴミを回収して、現在、高校の下にある、河口付近にある重内海岸で一時集積したゴミと合わせて処理することを内容としております。事業費でございます。海岸ゴミ回収・処理委託料として８００万円。それから費用の負担内訳でございますが、北海道からの補助金で６４０万円、それから特別交付税で１２８万円、一般財源で３２万円という内訳になっております。次のページにはですね、写真、図面として、建川から知内川河口までの延長６．６㎞をやるという図面添付してございます。

以上で生活福祉課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

続きまして、産業振興課関係の補正予算についてご説明を致します。

２３ページをお開きください。６款農林水産業費、２項林業費、３目造林事業費に３，３９９万円を追加し、６，９６１万６千円とするものです。これは１４節工事請負費に、今年度、上雷地区において実施予定であります林業専用道成田の沢線に係る工事費を追加するものです。

以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

建設水道課関係です。２４ページをご覧ください。８款土木費、２項道路橋梁費、３目橋梁維持費に２，９６０万円を追加し、１億１，１８９万３千円とするものであります。内訳と致しまして、１２節委託料にサンナス橋架替実施設計委託料及び排水工設計委託料として２，９６０万円を追加するものであります。これは町道元町中の川線に係る橋梁で、平成３１年度より着手されました中ノ川改修工事に伴い、河道が拡幅されることから北海道の負担

金を得て架け替えるものであります。事業と致しましては、令和３年度から令和６年度までの４ヵ年を予定しております。説明資料見出しナンバー４、建設水道課資料１ページに架替等の位置を載せてありますので、後ほどご参照をお願い致します。

以上で建設水道課関係を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に学校教育課長。

◎　学校教育課長（帰山亮一）

２７ページをお開きください。１０款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費から６０万円を減額し、１５７万２千円とするものです。内容は教育委員の定数減によりまして、１節報酬及び８節旅費から費用弁償の不用額を減額。また、１年おきに教育委員の管外視察研修を実施しておりましたが、今年度は中止することとしたことから、研修旅費の不用額を減額するものであります。

次に２８ページです。２目事務局費から２７０万円を減額しまして、５，７７６万２千円とするものです。内容は１８節負担金補助及び交付金で、知内高校短期海外留学助成金を減額するものですが、新型コロナウイルス感染症の国内、世界的な感染の状況、留学予定先でありますオーストラリアにおける出入国の水際対策から、今年度も短期留学を中止することとしたものであります。

次に２９ページです。２項小学校費、１目学校管理費に１７万円を追加し、６，２２２万７千円とするものです。内容は１７節備品購入費で、スクールバス用のドライブレコーダーを購入するための予算を追加するものであります。スクールバスにつきましては、児童・生徒の登下校だけではなく中体連、あるいは遠征等で使用されるということで、遠出する機会も増えております。ドライブレコーダーにつきましては、今後、安全運転対策上、標準装備として定着していくものと見込まれていますことから、福祉バスについても先行して装備しておりますけれども、スクールバスについても同じように対策の一環として設置するものであります。

次に３０ページ、３項中学校費、１目学校管理費に３４万円を追加し、３，１４７万円とするものであります。内容は小学校費と同じく１７節備品購入費で、スクールバス２台分のドライブレコーダーを購入するための予算を追加するものであります。

以上で説明を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に高等学校事務長。

◎　知内高等学校事務長（南　和敏）

次に議案３１ページをご覧ください。４項高等学校費、１目学校管理費から７９６万円を減額して、４，８５１万７千円とするものです。内容は、知内高校２学年を対象とした見学旅行について、新型コロナ感染症の影響により現在も海外渡航について制限されていることから、海外から国内に変更し、それに伴い８節旅費に国内分の教員引率旅費として７５万円を追加し、１８節負担金補助及び交付金より海外分教員引率旅費を含めた海外研修助成金９９８万円を減額するものであります。また、１７節備品購入費については、公立学校情報機器整備備品購入費として１１７万円を追加するものであり、説明につきましては、説明資料見出しナンバー５、教育委員会関係１ページにてご説明します。内容としましては、国の公

立学校情報機器整備補助金を活用し、文科省で進めている GIGA スクールネットワーク構想の下、「学びの保障」と「教育の機会均等」の観点から、低所得世帯の高校生に対する貸与を目的として端末整備するものであります。補助の対象は、高校生等奨学給付金を受給している者の数。知内高校においては１８名、その１８台を上限とした端末整備費用が対象となります。補助率については、端末１台定額４万５千円であり、事業費、補助金、財源内訳については記載のとおりとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

続いて、歳入、債務負担行為の説明です。

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

歳入の説明します。４ページです。１０款１項１目地方交付税に４０６万８千円を追加し、１７億３，２１３万５千円とするものであります。これは只今ご説明しました歳出に対応する財源として必要額を追加するものです。

続きまして、５ページです。１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目土木費国庫補助金に１１７万５千円を追加し、１億５１９万５千円とするものであります。これは４節道路更新防災等対策事業国庫補助金で、歳出で説明しましたサンナス橋架替工事設計委託料等に係る補助金であります。

６ページです。２目教育費国庫補助金に８１万円を追加し、１００万９千円とするものであります。これは２節公立学校情報機器購入事業補助金で、歳出で説明しました高等学校費の備品購入費に係る補助金であります。

続きまして、７ページです。３目民生費国庫補助金に２３８万３千円を追加し、５３４万９千円とするものであります。これは２節子ども子育て支援交付金で、学童保育支援員の人件費に対する交付金であります。４節子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金は、歳出で説明しました事業に対する補助金であります。

８ページです。４目総務費国庫補助金に１，０２６万円を追加し、７，７０２万円とするものであります。これは１節総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として歳出で説明しました各種事業に対する補助金であります。

９ページです。８目衛生費国庫補助金に１０５万３千円を追加し、２，８６０万９千円とするものであります。これは３節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金で、歳出で説明しました生体情報モニタレンタル料に対する補助金として。５節疾病予防対策事業費等補助金は、歳出で説明しました予防接種記録システム改修委託料に対する補助金であります。

１０ページです。１５款道支出金、１項道負担金、２目土木費道負担金に新たに２，７４６万４千円を計上。これは１節土木費道負担金で、歳出で説明しましたサンナス橋架替工事に係る道負担金であります。

続きまして、１１ページです。２項道補助金、２目民生費道補助金に８万３千円を追加し、１，３０３万３千円とするものであります。これは７節子ども子育て支援交付金で、学童保育支援員の人件費に対する交付金であります。

１２ページです。３目農林水産業費道補助金に３，３９９万円を追加し、８，６４８万９

千円とするものであります。これは２節林業費道補助金で、歳出で説明しました林業専用道開設工事に係る道補助金でございます。

１３ページ、５目衛生費道補助金に６４０万円を追加し、８２７万円とするものであります。これは２節衛生費道補助金で、歳出で説明しました海岸漂着物等回収処分委託料に対する道補助金であります。

１４ページ、１８款繰入金、２項基金繰入金、１目積立金繰入金から８万円を減額し、１億６，５００万円とするものであります。これは１節教育振興基金繰入金から１，２５８万円を減額。２節ふるさと創生事業基金繰入金に１，２５０万円を追加するもので、それぞれ歳出で説明した事業に対応した減額と追加でございます。

続きまして、３ページお開きください。３ページです。第２表債務負担行為補正でございます。追加としまして、社会福祉施設整備支援事業補助金で、期間としましては、令和４年度から令和５年度まで、限度額としまして、２，５００万円とするものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩致します。

再開は、１０時５５分と致します。

（　休憩　午前１０時３７分　）

（　再開　午前１０時５５分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

説明が終わりましたので、これから議案第１号の質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

まず２款総務費。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

１５ページのことでちょっと確認のためにお聞きしたいんですけども、今、ドライブレコーダー、今回４台整備するということなんですけども、このドライブレコーダーの整備の全体的なものは何台に対してどのような形で、最終的には何台まで装着するのかってことがわかるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。今ある公用車の乗用車タイプですね、バスだとかダンプ抜かした２１台の内、今現在３台に付いております。新しい車ですね。今回４台ということで、順次ですね、やっていきたいんですけども、車両がですね、結構古いものもありますので、それを更新していく度に今度はですね、ドライブレコーダー必須で付けていこうかなという考えであります。今現在、今回４台はですね、函館地方の方にですね、行けるような乗用タイプを選んでですね、設置する予定になっています。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

１８ページ。今回コロナの対策支援事業ということで、地域経済の今、事業をやろうとしているんですが、予算で７１５万円、今回予算計上されました。総事業費から照らし合わせると大体５８．８％の補助率でやろうとしているんですけども、この申し込みというのは、応募というのはどういう方法でやったの。まずお知らせください。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。住民の方々への周知につきましては、広報等使って周知しておりまして、申し込みについては５月いっぱいということで期限を区切った形で受付をしておりました。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

勉強不足で全く申し訳ないんだけども、５月いっぱいで締め切って、今やろうとしているわけですよ。この後、まだ知らない人が結構いると思うんですよね。これは経済対策でやろうとするのは賛成なんだけども、もう少し住民に知らしめてやれば希望者がまだまだ出てくるんだろうという気がしますけれども、ただ中にですね、アスファルトで舗装するんでしょ。そういうことでなくて、むしろ本当にコロナのことを考えたら住環境からまずどうなんだろう、視点をもう少し見直してですね、これを再度またやるか、やらないか。その辺の考え方。できれば町長の方から。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

前回５００万円の予算をとっていただいて、そして今回７１５万円の追加補正ということで、当時、多分需要が多いだろうということで、それぞれ追加も考えながら前回対応させていただいたところなんですけども、ただ、今、総体のコロナの交付金の予算の上限もありますので、それらを最終的に今、ワクチンが落ち着いてこれからの経済状況も加味しながら、最終的に町の予算も活用しながらどうするかという対応出てくるだろうと思いますので、その辺はもう少し時間いただければ、今どうのこうのっていう返事はなかなか難しいところだと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。２款総務費。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

同じく１８ページの行政手続の部分なんですけども、今回、国の方から２９７万円ということですけども、これをですね、これからのことだと思うんですけども、我々一般町民に対してどのような形の影響というか、事務手続が簡略なるとか、そういう楽になるとか、ハンコがもう全然いらなくなるとかって、これから将来的にそういう形でなっていくのかと思うけども、その辺について町としてはこれからどのような形で進めて、町民にもしお知らせするようなものがあるようでしたら、どのような形で町民に告知するのか、その辺あったらお

知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほど予算の時も説明しましたけども、基本的には押印がメインになりまして、先ほど言ったとおり、１，０００件以上おそらく押印が必要なものあるんです。ただ押印は、ほとんどは認め印で今はオッケーなんですけども、それらはもう不要だということで国の方からも示されておりますので、それらを今、条例整備をですね、今この委託料でかけてですね、条例改正しまして、不要になったらですね、住民の方にはですね、広報だとか、あと行政無線でですね、周知しながらですね、役場では銀行印・実印以外は、ほぼいらないんだっていうことをですね、周知していきたいというふうに思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

他にございませんか。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

１８ページの関係なんですけれども、新型コロナウイルス感染対策費ということで、まず、あと予算の残額ってどのくらいになるのかちょっとお知らせ願います。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。令和３年度国からの交付限度額というものが一応繰越した分で７，５００万円程ございます。当初予算、そして各臨時会等で補正した分で現在のところ７，０００万円まで予算ベースでいっております。残りは５００万ということなんですけども、今まで計上した予算の中でも事業によっては思ったよりも進捗されないものとかございますので、あと執行残等もございますので、その辺を整理した中でまた使える額というか、そういったものが見込まれてくるというところでございます。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

５００万円程度、今、残っている。あとまた執行残がいくらかあるだろうという予測の中なんですけれども、昨年ですね、大学生だとか短大生、専門学生だとか、アルバイトができなくて学費だとか生活費もなかなか困難な状況だということで、おそらく今年も同じような状況だと思うんです。今年はその辺、助成を出す、出さない、考えはあるのか、ないのか、ちょっとその辺をお伺いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。大学生等の支援の関係につきましては、教育委員会の方ともいろいろ協議はしておるところですけども、現在のところは特に町としては予定はしておりません。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

予定ないということなんですけども、おそらく調査してもらったらわかると思うんですけども、なかなか厳しい状態続いていると思うんです。その辺もし良ければ調査して予算計上していただければなというふうに思っております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

関連してなんですけれども、やっぱり２番さんがおっしゃるとおり、本当に大変な、去年よりもなんか大変じゃないかなって思います。聞いております。その中でアルバイトもできない、学校を辞めた方も札幌なり、東京なりでいらっしゃるようです。せっかく希望を持って勉強しようと思っている若い子ども達を本当に見守ってもらいたいなと切に思います。それとですね、函館とか札幌とかでもよくテレビのニュースとか新聞等で見るんですけれども、そういう学生さん、留学生さんなどに食料の配布をしていますよね。できればここもせっかくの食料基地の一つだと思うんです、この町も。その中でふるさとの味を食べてもらったりして元気になってもらいたいなと思うようなお考えがないでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

今、学生の生活困窮に対する支援ということで、前回いろいろ手当を、上限５万円でやらせていただきました。今回もというお話と、また、それに関連してふるさと応援ということでいろんな地場の食材ありますので、それをそうした方々にふるさとを感じながら、またコロナに対応して応援するという感じの支援だと思うんですけども、以前コロナ対応の事業マニュアルというものがありまして、例えば知内出身の方が東京で暮らしているだとか、そういう方で札幌で暮らしているだとか、そういう方にふるさとを感じて、ふるさとの産品を送って、応援しましょうという、そういうメニューもあったんですけども、なかなかそれ以上に地元の経済が困窮したということで、やめた経緯もありますけれども、今言われるように、ただ財源的なものもございますので、これからどういった形で支援できるかっていうのは少ない予算の中、そして町独自の基金を取り崩してでもやるという体制が整えば考えてみたいなとは思いますけれども、ただ現状、先ほど２番議員からもありましたように、まだ調査終わっていませんので、どういう状況なのかっていう、それぞれ大変な状況というのは前年度とそれ以上に今回は札幌でも非常事態宣言解除にはなりましたけれども、今でもまだ、まん防の措置が、重点措置が続いておりますので、それらを鑑みながら、これからちょっと終わり次第、検討させていただいて、どういう対応ができるか進めていきたいと考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に２款総務費ございませんか。

ないようですので、３款民生費

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

１９ページの社会福祉施設の、これ１億５千万円のうち３，７５０万円ということで大体２５％の補助率だと思うんですけども、この辺について、これが大体マックスの形になるのかというのが一つ。それから、土地の無償貸付ですよね。この部分について、無償貸付ということになりますと、一応ですね、何年契約だとかって、そういうきちっとした契約で、その部分についてはどのような形になっているのかなと思うんですけども、その辺ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。今回あすなろ福祉会に対しての補助金につきましては、町の方で社会福祉法人に対する補助金の交付要綱というのがかねてからございまして、その中でも事業費の４分の１以内ということになっておりますので、年間５千万円の事業費に対する４分の１、２５％ということで１，２５０万円というふうにしております。また、土地について町有地を無償貸付しますけども、これにつきましては１０年の無償の契約を締結したいというふうに考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

土地の方は１０年、１０年毎に毎回毎回契約の更新するっていう形で理解してよろしいんですね。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

ないようでありますので、４款衛生費。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

２２ページ、海岸の漂着物、これは道の方からのものだと思うんですけども、この事業自体は道の方からこういう形の事業ということで指名されたのか、それともうちの町でどういう事業やりたいからということで、こういう選択って言えば変だけども、やらせてくださいというような希望の事業なのか、その辺どのような形で理解していいんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。これはあくまでも北海道の中で北海道が実施している事業なんですけども、希望する市町村が手をあげて実施するという形の事業となっております。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

これはそしたら、この海岸の清掃の分だけっていうことの形で、希望する町村が手をあげたってことで理解してよろしいんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

あくまでもですね、これ元々この事業の一部に北朝鮮からの漂着船を処理する事業も入っていました。その他に、例えば流木だとか海岸に漂着している廃棄物をですね、処理するという拡大事業となっておりまして、これは町の方で環境保全という意味合いも兼ねて実施したいということで希望したものでございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

それはわかりました。ただ、うちの町の海岸を見れば、それこそ町長も一番ご存じだと思うんですけども、やませだとかあいまわりとかなれば、せっかく海岸掃除しても同じだけゴミがまた漂着してしまって、私としては何か道の事業だと言いながらお金を、無駄なお金を消費してしまうのかなと。もっと町として逆にこういう事業やりたいというような希望で、違う、もっと良いような事業って言えば変ですけども、そういうものに変えることはできないのかなと思うんですけども、その辺どうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

ご説明致します。実は毎年ご存じのとおり、日赤婦人奉仕団が海岸清掃しています。それで、流木等については処分できないんですね。それが今でも上の方に海岸の波の来ないところに、今、堆積している状態なんです。ですから、こういう制度を使わないとなかなか処分ができないということなものですから、それらも含めてですね、今回、処分していただけるということですので、手をあげて海岸を清掃したいということでございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

そしたら、海の流れて来ているものったら、それこそ一般ゴミと言えば変ですけど、それから産廃みたいなものも多々あると思うんですけども、その辺の処理の仕方ということは町としてはどのような形、今回やった時の、業者に頼むのか、どのような形で、どうですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。海岸の漂着物というのは全て一般廃棄物という扱いになっております。例えば漁網だとか、浮き球だとか、ああいったものも海岸に漂着したものは一般廃棄物という扱いになるんですが、ただ渡島西部衛生センターにそれを持ち込んでも処理できないという状況もございます。ですから、それを区分した中でですね、産廃業者の方で処分していただく。それから一般廃棄物については渡島西部の方だとか、あと江差町のですね、管理型の一般廃棄物の処理場もございますので、そちらに持ち込んで処理をするということで考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

関連して。８００万円の予算というのは量にしてどのくらいの処理ができるの。これはどういう根拠で８００万という、この予算出てきたの。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。この海岸線６．６㎞のですね、こちらの方に漂着しているだろうというゴミの量をですね、積算して弾いて計算したものでございます。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

積算って言ったって、ある程度適当って言えば適当なんでしょ。いや、そんな何がなんぼ流れてきて、どのくらいの量あるかっていうこと別に計算したわけでないから、どうやって積算したのかわからないけども、このくらいの量だろうっていう、要するにこれは目算なんでしょ、これ。どうだね、その辺。

◎　議　　長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

積算の内容について、ご説明致します。まず作業員、それからバックホーそういった重機を動かす部分ですね、それと処理量と致しましては、流木１５トン、廃プラ処理量３トン、金属類が３トン、網だとか漁具、ロープ類３トンということで、これらのものを処分するという積算で行っております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

大体その辺はわかりました。隣町もなんか建設会社、地域活動貢献企業のボランティアでユンボだとか何か持ってきて海岸線やったという新聞報道出ていたけども、我が町もそういう地域貢献活動してもらえるような依頼とか何とかその辺を建設協会とかにできないのか。どうですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

現在ですね、先ほど話に出ました赤十字奉仕団、この海岸清掃の日にはですね、建設協会もこぞって参加していただいて、ご協力をいただいているところです。ただ、どうしてもですね、重機を入れるということが大変なものですから、これはやはり人海戦術で今、集めているものですから、その集まったものをですね、処分場に運搬するという経費でも相当手間がかかるということで、それを今回計上させていただいたということになっております。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に４款衛生費ございませんか。

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

今、説明で重機を入れるから手間かかる形だけども、だからボランティアでそういうものを支援してもらいなさいと言うんだよ、建設協会に。セルフでも何でも持っているんだから。地域貢献活動で。やらないって言えばそれまでだけども、その辺のくらいの気持ちで町のいろいろな入札制度で、公共事業で町の事業でも何でもやっているものだもの、もう少し考え方ちゃんとしてもらわなかったら、それが地域貢献活動でしょ。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

説明します。確かにそういうことだと思うんですけども、建設協会もですね、当日は重機持ってですね、参加しているという現状もあります。ですから、小学生からですね、一般まで相当の１００人、２００人の規模でやっているんですね、実際には。去年は、たまたまやれなかったんですけども、コロナの関係で。毎年やってきています。ただ、昔はですね、バックホーで埋めるとか、それから燃やすとかっていうことも可能だったんですけどね、今できないんです。ですから、全部処分しなきゃないんです。その処分をするために今回この制度を使ったということでご理解をお願いしたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に衛生費ございませんか。

ないようでありますので、６款農林水産業費。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

２３ページ、この成田の沢の部分の、開設工事の部分ですけども、これについて恩恵と言えば変だけども、どのぐらいの面積の山が伐採とか何とか、そういう形のものができるのかお知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。この成田の沢の路線自体はですね、約１，２００ｍの路網の整備を予定しているんですけども、その路網を活用して森林整備ができる面積というのが４８ヘクタールございます。その中にはですね、森林の蓄積って言いますけども、その木の体積ですね、１８，０００㎥ございまして、今年この路網の整備終わって、来年以降ですね、主伐であったり、主伐すれば当然植栽、下刈りも出てきますけども、その他にも間伐であったりというのを計画的に進めていきたいと考えています。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

わかりました。ただ、こういう道路がきちっと整備されるということになりますと、我々

一般の方々ですね、そういう山に入って山菜とか何とかって、そういうものをまた取ったりとか散策すると思うけども、その辺の管理はきちっと対応はなさると思うんですけども、その辺についてどうですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。林業専用道と言いますのは、通常の林道とは違ってですね、一般車両向けの構造で作られているものではない路網です。というのは、安全施設等がない路網ですので、入口にゲートを設置するなどしてですね、一般車両が入れないような対応をしていきたいというふうに考えています。

◎　議　　長（伊藤政博）

他にございませんか。

ないようですので、次、８款土木費。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

２４ページなんですけども、サンナス橋の架替のことで。架替の橋自体の委託料とそれに関わる排水の委託料ということだと思うんですけども、ここ何で２本に分かれているのかちょっとお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。今、ご質問のとおり、橋本体とそれに関わります排水工、排水工自体はですね、道路の排水を流す施設でありまして、橋と一体しているものではありませんので、今回分けて発注の予定を考えております。そういう形で予算も分離しております。

◎　議　　長（伊藤政博）

関連して、６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

サンナスの関係で。道の補助金では建替工事用として２，７９６万４千円出ている。しかし今、実際見てみると、架替の実施設計委託料なんですよね。２，３００万、あの橋だけで２，３００万の委託料かかるはずないと思うんですよ。ということは、将来的にあの道路を改良しながら別な構想も考えているんでしょ。その辺の考え方どうですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

今、現在、委託料につきましては、十数年前から比べますとかなり値段が上がっております。それは人件費等の値上がりが高いもので、そういう形の中で今回実施設計については正規に道の基準を元にはじきさせていただきまして、この２，３５０万円につきましては橋梁及び仮橋も必要でありますので、仮橋の設計及び前後の取付道路という形の中で実施設計２，３５０万円程計上させております。今、ご質問にありますその他の前後の道路網というお話でありますが、町につきましては今後この橋が改良工事行われまして、その後の伸長も含め

まして、今後、検討はしていきたいとは考えておりますが、今回の事業費の中には入っておりません。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

今回のこの設計委託については単なる橋に対する設計委託なの。ではないでしょ。周りの将来的なことも含めてのやつも、もしあるとすればですよ、やっぱり青写真くらい示して将来はこういうふうになるんです、こういう構想でいるんですくらいの説明をしなかったらさ、あの小さい橋２，３５０万円も何でかけるの。あれを架替するだけで２，３５０万円で終わるよ。その辺ちょっともう少し。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。まず一つはですね、今現在の橋は橋長的には７ｍ足らずの橋でありますけども、今回、川が拡幅されることになりまして、２０数ｍくらいの橋になる予定でおります。また、橋の幅につきましても今、車両部分が５ｍから５ｍ５０の５０㎝拡幅される予定であります。また、先ほども申しましたとおり、仮橋も計画しております。車の通行のための仮橋、これの設計も必要になってきます。また、仮橋の前後の取付道路、取付道路につきましてもですね、現在その設計をこの中に入っております。今、先ほどお話致しましたとおり、この橋以降の中ノ川に向けてのですね、道路計画につきましては、今、町でいろいろと検討を図っている状態で、今現在の中ではこの予算の中でそこまでは見ておりません。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

５番、吉田君。

◎　５　　番（吉田峰一）

関連してお願いしたいんですけども、ほとんど２番議員と６番議員さんと言うことが同じになろうかと思いますけども、先ほど課長が言われた橋の架替、当然ながら前後の道路、それから将来、農面道路の先行きはどうなるのかということも考えての設計だろうと思うし、また、偶然に中ノ川ですか、改修も兼ねての諸々のもので道補助からもらって、いただいてこの設計をするだろうということなんですけども、直接この金額に関係ないんですけども、将来的農免道路というのはあの状況で単なる拡張、延長という形でいくんですか。それとも全く考え方、前も話出たんですけども、２２８号線の通行止め等における迂回路としてできるような状況にもなるんですか。その辺の考え方があればお願いしたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。今おっしゃられているのは、元町中の川線、旧農免農道でありますが、この橋を渡りましてサンナス線にぶつかりますＴ字路がございます。Ｔ字路からその先のお話かと存じます。この路線につきましては、国道２２８号線が今現在、海岸侵食によりまして通行止めの措置が講じられることもあるかという形の中で、国道に継ぐバイパスという路

線の重要性が高まっております。しかしながら、サンナス２号橋の件でちょっと先見が悪い形になっておりますので、町としては今現在この元町中の川線を中の川建川線に向けて伸長することもあわせて検討をしております。今、今後、数年の内に検討を進めながらですね、架替の橋と同時に進めていきたいという形で考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

他にございませんか。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

すいません。今の関係でもう１回だけ、すいません、お願いします。今、仮橋も設計に入れているということなんですけども、仮橋は何故いるのか、いらないのか。その辺ちょっと教えていただきたい。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。現在、この路線につきましては、この橋を利用しまして中の川の地区の方々、また、産廃処理場だとか木古内方面に向かう車が結構あるものですから、その辺も含めて今、仮橋の設置も含めてですね、考えております。利用につきましてはですね、今現在は大型車は止めてあるんですけども、その他の交通量が先ほど申したとおり、かなり多いという形の中で、その方々の利便性を考えて仮橋の設置を今現在考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

同じ質問何回もして本当に本来会議規則に違反するかもしれません。がしかし、答弁の内容聞いていましてですね、始めから青写真出してくれって頼んでて、ずっと言われて、初めてね、建有川からこれ繋ぐんですよって、初めて出てきたんだよ。俺の時にそういう計画ありますって、何か人によって変わってくるんだよ。そうでなくて、始めからね、建川線から墓地の裏通ったら、真っ直ぐ行ったら良い道路ができるという話は以前からあったんだよ。今それがようやく計画に乗ろうとしているんでしょうが。したらそれなりの町の考え方が青写真であったらそれは出して協議をさせてくれっていうことを頼んでいるんですよ。もしそういうやつが今回の定例会で多分間に合わないと思うけども、いずれまとまったらですね、工事が決まる前に議会でもう少し揉ませる時間を少しいただきたいと、このように要望しておきます。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他にございませんか。

ないようですので、９款消防費。

なしということでありますので、１０款教育費。

６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

一つ教えてください。修学旅行は見学旅行も海外旅行も全て終わりました。中止にして。

がしかし、先生の引率旅費追加で出ているんですよね。これどういう意味なんだろう。これを一つ教えてください。

◎　議　　長（伊藤政博）

高校事務長。

◎　知内高等学校事務長（南　和敏）

ご説明します。今回の引率旅費については、２学年、今年度の分、令和３年度分の修学旅行の部分の先生の引率旅費となっております。当初、令和３年度の高校の２学年の部分については、海外研修ということで予定しておりましたが、今回コロナの感染の状況を鑑みて、国内の方に変更しましたので、その国内に変更したことにより先生の引率旅費を旅費として計上した部分です。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消します。質疑を続けます。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

３１ページの公立学校情報機器整備の部分で、ちょっとお聞きしたいと思います。これ教育委員会資料の１ページを見ますと、端末機ですね、奨学の生徒の方に、１５世帯１８名の方に１台ずつ貸付けるという形だと思うんですけども、この辺についてですね、今、１８名ということになりますと、１世帯に１人では、兄弟のいる方に１台ずつ整備する形になるのかなと思うんですけども、その辺についてお知らせ願います。それから、これを３年間貸すわけですけども、その辺の管理は、３年間の管理の在り方ということは学校としてはどのような形で指導してそういうふうな形でやっていくのか、まずあったらお知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

高校事務長。

◎　知内高等学校事務長（南　和敏）

ご説明します。今、１８台の整備についてご説明します。１８台の整備については、今、国の補助のお金の上限の部分が、高校生奨学給付金を受給している部分についての上限として補助金の方が該当になります。知内高校については、令和２年度の奨学給付金受給者が１５世帯の１８名ということで該当になっておりますので、そちらの生徒に優先して端末の方を貸し出すような形になります。それで今、端末の方の貸出しの方法等については、今後、高校としても整備していく必要があると思いますので、今後これから整備していく、考えていくところであります。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

ただ、今言ったように、書いてあるとおり読んでいるみたいな感じだけども、ただ１５世帯で１台であれば１５台なんだろうけども、１８台ということは３人分は兄弟がいるから、その兄弟にも全部渡すという形で理解してよろしいんですか。その辺について。それから今言いましたように、同じことになりますけども、３年間の管理の仕方というか、そういう部

分について、教育長、もしあったらお知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

教育長。

◎　教　育　長（本間茂裕）

お答え申し上げます。まず、高等学校に向けての端末の整備についてなんですけれども、これまでこの２年間ＧＩＧＡスクール構想事業で小学校と中学校の子ども達に一人一台の端末を整備するということで、国のお金を活用して整備を進めてきました。ちょっと年度またぎになりましたけれども、間もなく知内小学校と知内中学校の足りない分の端末が今、配備される予定でございます。高等学校につきましては、かねてより私どもは小学校、中学校で端末を使うＩＣＴ教育を受けてきた子ども達が、高等学校に上がった時に何も使わない状態になるのを危惧しておりまして、高校にも段階的に、計画的に配備をしていく必要があるというふうに考えておりました。この度の前年度のコロナの地方交付金を活用しまして、高等学校には既に５１台を配備してございます。今回この低所得世帯の高校生に対する補助事業を活用しまして、更に１８台補充を致しまして、６９台体制となります。そのことをもって、まず１学年分の生徒達が活用するに十分値するだけの台数をこれで保障することができます。国庫の補助が期待できませんので、国は実は高校生に対しては自前でやれというようなスタンスでおりますので、今後うちの町としてどのように残りの分を配備していくかについては、町長部局と協議の上、財政的なやり取りだとか補助事業の活用などで整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。なお、もし端末の持ち帰り等が必要になった時には、この１８台の対象となるご家庭の方には優先的にお貸しをしたいというふうに考えております。それから管理につきましては、キャビネットなどを配備してですね、きちんとした小学校、中学校で今、管理しているような体制を構築して参ります。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

わかりました。それからですね、同じく３１ページの先ほど６番議員さんも言ったかもしれないけども、海外研修助成のこれ全額減額ですよね。前も言いましたけども、コロナでもって何年か前にも断念した経緯あるんですけども、せっかくうちの町のこの一番のセールスポイントのこういうものが無くなるということになりますと、やはり教育長も何回も同じようなことお聞きしたんですけども、それに変わるようなものっていうものを何か、これからもこういうことが発生するようなことになると、きちっとしたものが、そういう形のものを作っておかなきゃならないのかなと思うんですけども、その辺についてどうですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

教育長。

◎　教　育　長（本間茂裕）

以前もご指摘いただいた件と承知をしているところでございます。残念ながらオーストラリアでは本当に出入国制限が大変厳しくて、ちょっとまだ行く状況にございません。また、シンガポールにつきましても同様の状態が続いております。しかしながら、本町の町立高校、あるいは町の教育の中で本当に誇りうる、また、教育的成果の高い事業というふうに認識をしておりますので、何とか継続をして参りたいなというふうに考えております。しかしなが

ら、行けない年がこれで２年続いておりますので、議員ご指摘のとおり、それに変わる何かができないのかということにつきましては、学校と十分連携を取りながらですね、検討して参りたいというふうに思っております。何より子ども達の国際感覚を磨いていく、そういう資質を育てるということが大切であるというふうに考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

他にございませんか。

ないようであれば、歳出全般にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、歳出の質疑を終わりまして、次に歳入一括質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

歳入の質疑がないようでありますので、終わります。

次に債務負担行為の補正について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、債務負担行為の質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第２号　令和３年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１０、議案第２号、『令和３年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

議案第２号、令和３年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について。

令和３年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１７０万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４，８６８万４千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致しますので、４ページをお開きください。１款総務費、１項総務管理費、２目施設維持費に１７０万５千円を追加し、６，３６７万円とするものです。内訳と致しまして、１２節委託料で中の川橋下水道管布設替工事実施設計業務委託料に１７０万５千円を追加するものであります。これは中の川改修工事により国道橋架替工事終了に伴い、現在、仮設置している下水道管を正規の位置に戻す設計費を補正するものであります。工事につきましては、令和４年度に現在、仮設置している下水道管を本設置し、令和５年に接続及び仮設置している管の撤去を行います。

歳入をご説明致しますので、３ページをお開きください。５款諸収入、２項受託事業収入、１目受託事業収入に１７０万５千円を追加し、合計１７０万５千円です。内訳と致しまして、１節道受託事業収入に、先ほど歳出でご説明致しました布設替工事に伴います設計業務料費用として１７０万５千円を追加するものであります。これは道の負担金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第３号　令和３年度知内町水道事業会計補正予算（第１号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１１、議案第３号、『令和３年度知内町水道事業会計補正予算（第１号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

議案第３号、令和３年度知内町水道事業会計補正予算（第１号）について。

総則です。第１条、令和３年度知内町水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第２条、令和３年度知内町水道事業会計予算第２条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。主要な建設改良事業費、配水設備改良費に３８８万８千円を追加

し、９５１万８千円とするものであります。

資本的収入及び支出。第３条、予算第４条本文括弧書中「資本的支出額に対し不足する額４，９０８万２千円」を「資本的支出額に対し不足する額５，１２３万２千円」に、「過年度分損益勘定留保資金３，２５０万９千円」を「過年度分損益勘定留保資金３，４６５万９千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入であります。１款資本的収入、３項補償金に１７３万８千円を追加し、９００万４千円とするものであります。

支出であります。１款資本的支出、１項建設改良費に３８８万８千円を追加し、６，０２３万６千円とするものであります。

続きまして、２ページをお開きください。令和３年度知内町水道事業会計補正予算実施計画内訳書になります。資本的収入。１款資本的収入、３項補償金、１目移設補償金に１７３万８千円を追加し、９００万４千円とするものであります。内訳と致しまして、１節移設補償金に中の川橋水道管布設替工事実施設計業務委託補償金として追加するものであります。

資本的支出になります。１款資本的支出、１項建設改良費、２目配水設備改良費に３８８万８千円を追加し、６，０２３万６千円とするものであります。内訳と致しまして、２節委託料とし、先ほどと同じように布設替工事実施設計業務委託料１７３万８千円を追加するものであります。３節有形固定資産取得費に前浜地区水道管取得費２１５万円を追加するものであります。これは前浜地区に民間企業が昭和５７年に設置致しました橋梁部分を含む管径５０㎜、延長２１７ｍの水道管を有償譲受けする費用として補正するものであります。説明資料建設水道課ナンバー４、３ページに有償譲受けする区間を記載してありますので、後ほどご参照をお願い致します。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

説明資料の３ページの部分なんですけども、これ有形固定資産税取得費２１５万円、これは今回あそこの会社の所を、簡単に言えば、水道管を買い取るという形で理解してよろしいんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。この部分につきましては、先ほどご説明致しましたとおり、民間企業が設置した給水管でありますけども、当時、町と協議致しまして利用者が少ないことから民間工事で設置したものだと考えております。今回、橋梁部分の破損事故がありまして、所有者の方と町と協議致しまして、その手法等も含めましてですね、今後の維持管理も協議を進めて参りました。その中で、２１５万円で町が買い取るような形で予算計上させていただいております。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

そうしますと、今回そういうことになったんですけども、同じようなことって町内にあと発生するようなことあるんですか。それとも、もうこれ１件だけで終わるという形になるんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。基本的に公道に設置されているものについては、町が設置する配水管という形の中で押さえてあります。給水管につきましては、民地に入られる部分について個人の人で設置している管であります。町の中の今、我々も押さえている中では、これで最後じゃないかなという形なんですけども、今後出てくる可能性がないものだと私どもは思っております。以上で説明を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後１時ちょうどと致します。

（　休憩　午前１１時５６分　）

（　再開　午後　１時００分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

●　議案第４号　知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１２、議案第４号、『知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第４号、知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。説明につきましては、説明資料見出し番号３の生活福祉課５ページをお開きください。知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要でございます。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免について、令和２年第４回臨時会において、知内町国民健康保険条例の一部改正を行いましたが、この度、知内町国民健康保険税条例に移行及び「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る国民健康保険税減免取扱要綱」の制定に伴い、削除するものです。

議案に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和２年２月１日から適用するものです。

また、説明資料の６ページから７ページに新旧対照表を記載してございますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第５号　知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１３、議案第５号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第５号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありま

す。説明につきましては、説明資料見出し番号３の生活福祉課８ページをお開きください。知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により保険税の減免規定について、知内町国民健康保険条例より知内町国民健康保険税条例へ移行となったことに伴う、知内町国民健康保険税条例の一部改正及び令和２年度に引き続き令和３年度も減免対象となったことから令和３年度分を追加する改正内容となります。

続きまして、説明資料の１０ページをお開きください。この度、制定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る国民健康保険税減免取扱要綱についても説明させていただきます。制定内容は、減免する額等です。１番、減免する額ですが、（１）新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合には、全額減免とします。（２）です。新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯の場合は、記載の算定方法により算定した税額が減免されます。要件です。１点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の本年の事業収入等の減少割合が１０分の３以上の見込みであること。２点目は、主たる生計維持者の前年の合計所得金額が１，０００万以下であること。３点目は、主たる生計維持者の前年の事業収入等以外の前年の合計所得金額が４００万円以下であること。以上、全ての要件を満たすこととなっております。対象となる保険税ですが、令和２年２月分から令和４年３月分までの保険税であり、納期限が令和２年２月１日以降になっているものです。また、減免措置による減収に対する町への財政支援ですが、令和２年度分における保険税減免総額は全額財政支援されましたが、令和３年度においては保険税減免総額に応じて１０分の２から１０分の８の割合で特別調整交付金により財政支援される予定です。

議案に戻りまして、附則です。この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第１４項の規定は、令和２年２月１日から適用するものです。

また、説明資料の９ページに新旧対照表を記載してございますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第５号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第６号　スミレ団地Ａ棟内部改修工事請負契約の締結について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１４、議案第６号、『スミレ団地Ａ棟内部改修工事請負契約の締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

議案第６号、スミレ団地Ａ棟内部改修工事請負契約の締結について。

知内町工事請負条例第２条第２項の規定に基づき、指名競争入札に付したスミレ団地Ａ棟内部改修工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

記、１、契約の目的、スミレ団地Ａ棟内部改修工事。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、６，０３６万８千円。４、契約の相手方、知内町字重内４番地、株式会社岡田商会、代表取締役、岡田敬司。５、工期、契約の日から令和４年２月２８日。

説明資料見出しナンバー４、建設水道課資料２ページをご覧ください。スミレ団地Ａ棟内部改修工事請負工事説明資料になります。工事名、スミレ団地Ａ棟内部改修工事。工事概要、１棟１２戸、ユニットバス化、給排水管更新工事、地下埋設タンク改修工事。入札月日、令和３年６月４日。仮契約金額、仮契約相手、指名業者等につきましては、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

課長、これ１２戸やることになっているんですけども、今現在も入居者はいると思うんですよね。その部分でお聞きしましたら、空いているところもあるから２つずつずれてやって、入れ替えて常にやっていくと聞いたものですから、それが本当なのかどうか、まず１点。それからこの工事概要見ますと、地下埋設タンク改修工事って、これもそういう形でやって、きちっと居住している、入っている住民に迷惑かからないような形でやれるのか、まず心配なんですけど、どうですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。まず１点目の工事方法でありますが、今、議員おっしゃったとおり、空室がありますので、２戸等の空き室を今、用意しておりますので、そちらの方に必要最低限のもの町でも用意しておりまして、あと入居者の方が自宅から必要最低限のもの持っていただきまして、そこで仮の生活をしていただきまして、その間に順次、給排水工事を含めて全

て工事を順番にやっていくような形になります。とても入居者が入っているものですから、なかなか工事しにくい、新築とは違いますので、その辺の方につきましては入居者と十分協議致しまして、ご迷惑のかからない方法で順次工事を行っていきたいと考えております。２点目の地下タンクの件でございます。スミレ団地は昭和５８年に建設され、今年度で３８年経過する建物であります。地下タンクにつきましては、毎年点検されておりまして、現在、異常はございません。消防法の改正に伴いまして、流出防止の観点から対策が求められております。今回、長寿命化にあわせまして修繕費用、また今後の維持費を考慮し、地下タンクの使用を取り止めまして、地上にステンレス製の給油タンク、９５０Ｌのタンクを設置する予定でおります。この量につきましては、今まで町の方で押さえております冬期間の最大の給油量から申しますと、大体１，６００ちょっと月あたりなんです。それで、石油組合の方には大変申し訳ないんですが、ちょっと２回程度給油していただくような形で９５０Ｌの地上タンクで賄えると考えております。９５０Ｌタンクを地上に上げることによりまして、維持費、点検費用がかなり安くなるものですから、そういう形の中でそういう変更しております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第６号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　報告第１号　令和２年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１５、報告第１号、『令和２年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

報告第１号、令和２年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について。

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、令和２年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について別紙のとおり報告する。

めくっていただきまして、令和２年度知内町一般会計繰越明許費繰越計算書ということで、

これにつきましては３月のですね、第１回定例会で補正した事業につきまして７つの事業で合計１，９４３万円の事業費の繰越をしておりますので、報告致します。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

本件は報告の案件でありますが、質疑があれば特に許したいと思います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、報告第１号はこれで終わります。

● 選挙第１号　知内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１６、選挙第１号、『知内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙』を行います。

本件について、事務局長より朗読させます。

◎　議会事務局長（森永　茂）

選挙第１号、知内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。

令和３年６月２７日をもって、任期満了となる知内町選挙管理委員会委員及び補充員について、地方自治法第１８２条第１項及び第２項の規定により選挙する。

令和３年６月２２日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

記、１、選挙すべき委員の数、４名。２、選挙すべき補充員の数、４名。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

朗読説明が終わりましたので、選挙の方法についてお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定致しました。

ここで暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開致します。

それでは、議長より指名致します。

選挙管理委員には、立木澄子氏、橋本政勝氏、小田島伸二氏、村上キク子氏、以上の方を指名します。

お諮り致します。初めに立木澄子氏を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、立木澄子氏は選挙管理委員に当選されました。

お諮り致します。次に橋本政勝氏を選挙管理委員の当選人に決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、橋本政勝氏は選挙管理委員に当選されました。

お諮り致します。次に小田島伸二氏を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、小田島伸二氏は選挙管理委員に当選されました。

お諮り致します。次に村上キク子氏を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、村上キク子氏は選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員には、替地輝一氏、竹内功氏、杉本真弓氏、岡本耐子氏の以上を指名致します。

お諮り致します。初めに替地輝一氏を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、替地輝一氏は選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮り致します。次に竹内功氏を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、竹内功氏は選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮り致します。次に杉本真弓氏を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、杉本真弓氏は選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮り致します。次に岡本耐子氏を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、岡本耐子氏は選挙管理委員補充員に当選されました。

次に補充員の順序について、お諮り致します。

補充員の順序は、只今、議長が指名した順序にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、只今、議長が指名した順序に決定致しました。

なお、住所等については、別添配布資料のとおりでございますので、ご参照願います。

● 意見書案第１号　日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第１７、意見書案第１号、『日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、成澤五郎君

◎ １　　番（成澤五郎）

意見書案第１号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年６月２２日提出。提出議員、成澤五郎。賛成議員、山田顕人、五十嵐捷爾、吉田峰一、松井盛泰、笠松悦子、木村一、谷口康之、以上、各議員でございます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

案文の朗読をもって提案意見書案と致します。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 86 か国。批准国は 54 か国です。同条約は 2020 年 10 月 24 日、国連軍縮週間の初日に批准国が 50 か国となったことにより、2021 年 1 月 22 日に発効しました。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年６月２２日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第２号　学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１８、意見書案第２号、『学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、笠松悦子君

◎　７　　番（笠松悦子）

令和３年第２回定例会、知内町議会、意見書案第２号、学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年６月２２日提出。提出議員、笠松悦子。賛成議員、成澤議員、山田議員、五十嵐議員、吉田議員、松井議員、木村議員、谷口議員、以上であります。

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書。

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGA スクール構想」の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められております。

また、これらのハード面の取り組みに加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしています。

「GIGA スクール構想」に対しては、ICT を活用したオンラインでの授業や宿題の配布、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。

一方で、すべての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報の取り扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められます。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要です。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧されます。そこで、各自治体において、Society5.0 時代を生きる子どもたちに相応しい教育を推進するため、学校教育に ICT を浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデ

ジタルトランスフォーメーション（以下、DX）の実現に向けて取り組んでいくべきです。そのために、以下の事項について迅速に対応することを強く求めます。

記、一、情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育DXに対応する教職員研修のあり方について検討を進めること。

一、システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算の充実・確保とそのあり方について検討を進めること。

一、様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、統一規格について検討を進めること。

一、よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年６月２２日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。以上であります。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第３号　２０２２年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１９、意見書案第３号、『２０２２年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、山田顕人君

◎　２　　番（山田顕人）

令和３年第２回定例会、知内町議会、意見書案第３号、２０２２年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年６月２２日提出。提出議員、山田顕人。賛成議員、成澤、五十嵐、吉田、松井、笠松、木村、谷口、各議員。

朗読にもって代えさせてもらいます。

２０２２年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

新型コロナウイルスにより、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それ

と同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」に基づき、2021 年度の地方財政計画までは、2018 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022 年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記、１．社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。

２．新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置をはかること。

３．子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。

４．デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域でデジタル化に対応する人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

５．「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている１兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

６．会計年度任用職員制度について、法の主旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

７．森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

８．地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方６団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。

９．地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

１０．地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年６月２２日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第４号　義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第２０、意見書案第４号、『義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君

◎　８　　番（木村　一）

意見書案第４号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年６月２２日提出。提出議員、木村一。賛成議員、成澤、山田、五十嵐、吉田、松井、笠松、谷口、各議員でございます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育のためには、教職員定数を抜本的に改善すること

による、少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については「検討」にとどまっています。また、実現のための教員については、これまで加配として各自治体に措置されていた人数を基礎定数化するもので、実質的な教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていくことは必要です。

21年3月に文科省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.71％（７人に１人）、北海道においては全国で８番目に高い19.10％（５人に１人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡充させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の事項の実現を求めます。

記、１．国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。

２．「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校１年生～中学校３年生の学級編成標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

３．給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減や、図書費などについて国の責任において十分な確保、拡充を行うよう要請します。

４．就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年６月２２日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生・規制改革）。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第５号　２０２１年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第２１、意見書案第５号、『２０２１年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君

◎ ４　　番（五十嵐捷爾）

意見書案第５号、２０２１年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年６月２２日提出。提出議員、五十嵐。賛成議員、成澤、笠松、木村、谷口、各議員です。

２０２１年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収 200 万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも 48.9 万人と、給与所得者の 29.6%に達しています。また、道内の全労働者 216 万人（内パート労働者 64.7 万人）の内、23.5 万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第２条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針 2020 において「より早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」としています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均 1,000 円に向けた目標設定合意を 7 年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和３年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記、１.「より早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

２.設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額 1,036 円）を下回らない水準に改善すること。

３．厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上

げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年６月２２日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第５号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第６号　新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第２２、意見書案第６号、『新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

◎　８　　番（木村　一）

意見書案第６号、新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年６月２２日提出。提出議員、木村一。賛成議員、成澤、山田、五十嵐、吉田、笠松、谷口、各議員でございます。

新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書。

コロナ禍の需要消失で、米価格の下落がつづいています。

緊急事態宣言発令などにより特に業務用米の需要減少に歯止めがかからず、販売不振は深刻です。「巣ごもり需要」を狙い、家庭用米の安売りがすすみ、作付の半分を占める「ななつぼし」が、5キロ税込1,700円以下で売られる事態になっています。

2021年産主食米の作付けは、飼料米、加工米などへの転換で昨年より4,700ヘクタール以上減りますが、これで価格下落が止まるか疑問です。

全国で飼料米、加工米などの転換で36万トンの主食米生産が減っても、今年10月末の米在庫は60万トン見込まれ、2020年産北海道米の在庫は83万俵から130万俵見込まれ、秋に

は新米と古米が競合し、2021年産米の概算金が引き下げられると、農家経済、地域経済は多大な影響をうけます。

コロナ禍で日本経済は落ち込み、各地のフードバンクに食料などを求めて多くの方が訪れていることをみても、失業、収入減で消費が減退し米の販売環境はますます悪化しているといえます。

コロナ禍というかつてない事態のなか、苦しむ国民と農家への支援のために、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が緊急に求められます。

よって次の対策を要望いたします。

１．在庫米を政府が買い取るなど市場から隔離し、需給環境を改善し米価下落に歯止めをかけること。

２．生活困難者・学生などへの食料支援制度を、欧米並みに創設すること。

３．輸入を減らしたバター、脱脂粉乳同様に、ミニマムアクセス米の輸入抑制を直ちに実行すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年６月２２日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第６号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第７号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第２３、意見書案第７号、『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君。

◎　４　　番（五十嵐捷爾）

意見書案第７号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年６月２２日提出。提出議員、五十嵐。賛成議員、成澤、山田、吉田、松井、笠松、木村、谷口、各議員であります。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約４分の１を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用をすすめる必要がある。

森林整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、２０５０年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記、１　森林の多面的機能を持続的に発揮し、２０５０年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再造林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

２　森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ＩＣＴ等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年６月２２日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上であります。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第７号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上７件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議　議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第２４、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議　　長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了致しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和３年第２回知内町議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

（　閉会　午後２時０３分　）